

第1章 作業環境測定士に必要な心構え

- 1 測定士は重要で専門的な仕事
- 2 測定士の判断の独立性と責任
- 3 自己研さんの重要性
- 4 自己研さんは、どのように行うか
- 5 自己研さんの機会を知る
- 6 自分の専門性の現状と限界を自覚すること
- 7 「守秘義務」または「秘密保持義務」～情報セキュリティへの認識を持つ
- 8 作業者に謙虚に耳を傾け、職場の状況を見極めるよう努める
- 9 測定士の業務はどんどん広がっている

第2章 作業環境測定に必要な知識と技術

- 1 測定依頼の受付
- 2 事前調査
- 3 サンプルング準備
- 4 デザイン
 - (1) デザインに必要な情報
 - (2) 単位作業場所の範囲の決定
 - (3) 測定点の設定
 - (4) 測定日の設定
 - (5) B測定点の設定
 - (6) デザインの見直し
- 5 サンプルング
 - (1) サンプルング方法の概要
 - (2) サンプル運搬と保存性
 - (3) 現場でのヒアリング、コミュニケーションのコツ
 - (4) サンプルング状況の記録
 - (5) 参考データのサンプルング
- 6 分析
- 7 測定結果の評価
- 8 報告書の作成
 - (1) 測定結果の考察
 - (2) 報告書の記載

第3章 測定結果の説明と改善提案等

- 1 どのような説明をするか
 - (1) 話し方
 - (2) 文章の書き方
 - (3) 報告書を補完する
- 2 改善提案の手法
 - (1) 改善提案の意義
 - (2) 知識と経験の蓄積・活用・展開の手法
 - (3) 改善提案の例
 - (4) 効果的な改善提案とは
- 3 信頼される測定士になるために

第4章 作業環境測定士の安全と健康のために

- 1 作業環境測定士自身の安全確保
- 2 災害事例
 - (1) 台車搭載時に発生した急性腰痛症
 - (2) 分析時の切傷災害
 - (3) 印刷工場測定時の有機溶剤中毒
- 3 必要な保護具の知識
 - (1) 現場の測定時に必要な保護具について
 - (2) 保護具の選択と使用に関する知識
 - (3) 作業場の過去の測定結果や類似作業場の結果の把握
- 4 脚立等の正しい使用方法
- 5 夏季の熱中症（特に鋳造工程）
- 6 通路のつまずきや転倒
- 7 フォークリフトやコンベア等の搬送装置との接触
- 8 作業者との激突等トラブルの回避
- 9 一般的な安全上の留意点を心得る
- 10 交通安全にも意識を持つ
- 11 女性則について（女性測定士の現場作業が禁じられている作業場について）
- 12 測定している有害物のリスクへの認識
- 13 事業場内規定の順守
- 14 自身の健康管理（日頃の健康管理と健康診断の受診）

- 15 メンタルヘルス
- 16 測定中に事故が発生した時の対処方法

第5章 作業環境測定士と関係法令

- 1 労働安全衛生法（昭和47年制定）とはどのような法律か
 - (1) 法律（例：労働安全衛生法，作業環境測定法，じん肺法など）
 - (2) 政令（例：労働安全衛生法施行令）
 - (3) 省令（規則）（例：労働安全衛生規則，有機溶剤中毒予防規則）
 - (4) 告示（例：作業環境測定基準，作業環境評価基準，防じんマスクの規格など）
- 2 労働安全衛生規則とその他の規則（有機溶剤中毒予防規則など）の関係
- 3 事業者，事業場，事業者責任について
- 4 罰則のある義務規定，罰則のない義務規定，努力義務規定
- 5 事業者の第一義的責任は，直接雇用する労働者に対するものに限られる
- 6 労働災害防止計画
- 7 安全衛生管理体制を作る
- 8 事業者の行うべき危害防止措置に関する根拠規定（労働安全衛生法第20条～24条）
- 9 作業環境測定に関する労働安全衛生法と作業環境測定法の関係

第6章 作業環境測定 Q & A

- 1 A測定とB測定
- 2 評価にあたって対数を用いる理由
- 3 管理区分を用いる理由
- 4 単位作業場所の設定
- 5 有機溶剤業務（塗装）の測定点
- 6 作業環境測定の方法
- 7 作業環境測定を省略できないか
- 8 管理濃度の10分の1とは
- 9 日間変動の値

第7章 資料編

- 1 作業環境測定関係
 - (1) 「令21条の作業場」と「指定作業場」「作業環境測定基準」「作業環境評価基準」の適用範囲
 - (2) 労働安全衛生法第65条に規定する作業環境測定を行うべき作業場（労働安全衛生法施行令第21条）
 - (3) 測定士の種別と業務
 - (4) 作業環境測定機関の義務
- 2 化学物質に関する労働安全衛生法の規制
 - (1) 有害物の製造等の禁止（55条）
 - (2) 製造の許可（56条）
 - (3) 有害性が明らかで，このため米国ACGIHが許容濃度を勧告している物質等（毎年少しずつ数が増えていきます）に対する義務づけ
 - (4) 新規化学物質の有害性の調査（57条の4）
- 3 労働安全衛生法に基づく衛生関係の規則の概要
- 4 主要な規則の概要（作業環境管理関係を中心に）
 - (1) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）
 - (2) 特定化学物質障害予防規則（特化則）
 - (3) 鉛中毒予防規則
 - (4) 粉じん障害防止規則（粉じん則）
 - (5) 石綿障害予防規則

[コラム]

- 1 リスクアセスメント
- 2 あなたの七つ道具は？
- 3 定期測定の重要性をどのように理解してもらうか
- 4 最適な提案のタイミングとは
- 5 「……およびその塩」とは
- 6 新規化学物質と既存化学物質
- 7 オキュペイショナルハイジニストとは